

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 小学校外国語(東京書籍)及び地図(帝国書院)の指導書及びデジタル教科書 買入

2 契約相手方

大阪教科書株式会社

3 随意契約理由

本件は本市において教科書選定会議により採択された教科書(第1～第4地区においてそれぞれ採択)のうち、令和6年度から導入される小学校教科書の電子教材「デジタル教科書」の購入を行うものである。第1～4地区で採択された帝国書院が出版する地図及び第2地区の小学6年生のみ利用する東京書籍が出版する外国語のデジタル教科書については、デジタル教科書単品での販売がなく、指導書とセットでの販売しか行われていない。

このため、指導書及びデジタル教科書を同時に発注することとなるが、指導書は教科書と同様に再販価格が設定されており、販売についても文部科学省が指定する教科書販売店でしか行われていない。そのため、付属するデジタル教科書についても指導書とセットでの販売のみであることから、同様に大阪市内の教科書販売店として指定されている大阪教科書株式会社でしか購入できないため、市内の教科書販売店である大阪教科書株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

大阪市教育委員会事務局

学校運営支援センター 給与・システム担当

(TEL 06-6115-8061)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（滝川小学校 ほか25校）買入

2 契約の相手方

大阪教科書㈱

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、大阪教科書㈱との契約）

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11
条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
（電話番号 06-6115-7809）

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（西船場小学校 ほか29校）買入

2 契約の相手方

(有)福島書店

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(有)福島書店との契約）

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11
条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

新編 あたらしい こくご 一上教師用指導書ほか 255 点（中之島小中一貫校）買入

2 契約相手方

大阪教科書株式会社

3 随意契約理由

教科書・指導書の販売については、再販価格が設定されていることから、入札による価格競争が不可能であり、販売は文部科学省が指定する教科書販売店のみとなっている。本件で買入する中之島小中一貫校の教科書・指導書の取次供給所は大阪教科書株式会社であるため、大阪教科書株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当